#### 最上地域医療情報ネットワーク運用規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、最上地域医療連携推進協議会(以下「協議会」という。)が運用する地域医療連携ネットワークシステム(以下「ネットワーク」という。)の安全かつ合理的な運用を図り、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (呼称)

第2条 本ネットワークの呼称は、「もがみネット」とする。

### (運営管理者)

第3条 協議会に運営管理者を置き、協議会会長が指名する。

#### (運営管理者の責務)

- 第4条 運営管理者は、もがみネット利用のための公開用サーバの維持管理、運用、機密保持、情報保管の責任をもつものとする。また、管理担当者を配置し、配置した管理担当者の氏名・役職を協議会会長に届け出なければならない。
  - 2 運営管理者は、もがみネットの利用者に電子証明書を付与するとともに、適正にもが みネットが利用されているか監視するものとし、不適正な利用があった場合には、協議 会会長に報告するものとする。
  - 3 運営管理者は、患者又は利用者からのもがみネットに関する苦情を受け付ける窓口を 設置しなければならない。

#### (施設利用管理責任者)

第5条 施設利用管理責任者とは、各医療機関等の長をいう。

#### (施設利用管理責任者の責務)

- 第6条 施設利用管理責任者は、当該施設内におけるもがみネットの利用についてその管理責任を負うものとする。
  - 2 施設利用管理責任者は、当該施設内でもがみネットが適正に利用されているか監視 するものとする。また、不適正な利用がある場合には、施設利用管理責任者は改善のた めの措置を行わなければならない。
  - 3 施設利用管理責任者は、施設内で起きた不適正利用や利用者から報告を受けた事 象等を運営管理者へ報告する義務を負う。
  - 4 施設利用管理責任者は、もがみネットに接続する端末に、セキュリティーを維持するためにウイルス対策ソフト(ただし、フリーソフトでないもの)を導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。また、もがみネットに接続する端末に導入するソフトウェアを台帳により管理するとともに、端末に接続する USB メモリ等の外部記憶媒体の管理手順を定めるものとする。

#### (利用者)

- 第7条 利用者とは協議会が ID 及びパスワード等の登録を完了し、電子証明書を発行した者のことをいう。
  - 2 ID 及びパスワード等の登録を行い、電子証明を発行できるのは、法令により守秘義務 を課せられている医療職及び介護支援専門員並びに就業規則等の労働契約により守 秘義務を課せられている者に限る。

### (利用者の責務)

- 第8条 利用者は、もがみネットを通じて入手した情報については、適正に利用するとともに、診療、説明及び患者のケアに関わる目的での閲覧に限るものとする。
  - 2 もがみネット上の情報の取り扱いについては別に定める。
  - 3 利用者は、情報セキュリティーに十分注意し、ID 番号及びパスワードを適切に管理するとともに、ID 及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させるなどの所謂なりすまし利用をさせてはならない。
  - 4 利用者は、もがみネットの利用に際しては、窃視防止に努めなければならない。
  - 5 利用者は、もがみネットに接続する機器のウイルス発見時、もがみネット利用時に発生 したセキュリティーに関する問題や操作における不具合等の事象を施設利用管理責任 者へ報告する義務を負う。なお、利用者は、上記事項が発生した場合、適切に対処す る義務を負う。

### 第2章 ネットワークの利用

(施設の加入申請)

第9条 もがみネットを利用しようとする施設利用管理責任者は、「もがみネット加入申請書(別記様式第1号)」を協議会会長あてに提出するものとする。

### (もがみネットの利用者登録の申請)

- 第10条 もがみネットを利用しようとする施設利用管理責任者は、「もがみネット加入申請書(別記様式第1号)」を協議会会長あてに提出するものとする。
  - 2 「もがみネット加入申請書」を提出した施設の施設利用管理責任者は、自身がもがみネットの利用を希望する場合又は自施設に所属し、第7条第2項に該当する者からもがみネットの利用希望があった場合、「もがみネット利用者登録申請書(別記様式第2号)」を協議会会長あてに提出するものとする。
  - 3 申請があった場合は、最上地域医療連携推進協議会で協議を行い、承認を得るものとする。ただし、協議会を開催することができない場合は、協議会会長の専決により決定し、直近で開催される協議会にて報告する。
  - 4 前項の承認があったときは、県立新庄病院は、もがみネットを利用しようとする施設 利用管理責任者に代わり、「IDーLinkサービス契約申込書」を日本電気株式会社 ホームページにおいて入力するものとする。
  - 5 施設利用管理責任者は、自施設においてもがみネットの利用を中止しようとする者がいる場合、その者に係る「退会届出書(別記様式第3号)」を協議会会長あてに提出しなければならない。ただし、利用者全員が利用を中止する場合は、「IDーLinkサービスの解約申込書」(日本電気株式会社 医療ソリューション部からダウンロード)も併せて協議会会長あてに提出しなければならない。

### (もがみネットで取得した診療情報の取り扱い)

- 第11条 運営管理者の管理対象となる診療に関する情報(以下「診療情報」という。)は、もが みネットを介して送受信される全ての個人情報とし、その取り扱いは次の各号とする。
  - 一 もがみネットを利用するに際しては、本規程のほか「著作権法(昭和45年法律第48号)」、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」、「山形県個人情報保護条例(平成21年3月24日条例第13号)」及び関係法令を遵守しなければならない。
  - 二 原則として閲覧している利用者及び施設に責任の所在が帰属する。
  - 三、もがみネットで取得した診療情報は、自施設が保有する個人情報と同様に慎重に扱

わなければならない。

四 もがみネットで取得した診療情報は、直接診療に関わる場合に限り匿名化を条件に プリントアウトし利用することができる。

#### (診療情報の利用と患者同意)

- 第12条 もがみネットを利用して診療情報を共有する場合は、「もがみネット参加申込書(兼)利用同意書(別記様式第4号)」を徴し、患者の同意を得なければならない。
  - 2 前項の診療情報の利用は、患者から「もがみネット撤回届出書(別記様式第5号)の提出があるまでの期間有効とする。
  - 3 運営管理者は、患者の死亡が確認できた場合は登録を取り消しすることができる。
  - 4 患者同意については公開施設又は閲覧施設いずれかにおいて取得するものとし、取得後は速やかに運営管理者へ提出するものとする。

### 第3章 ID番号の取扱

(ID 番号等の取り消し)

- 第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ID 番号等は取り消しするものとする。
  - 一 規程の利用者に該当しなくなった場合。
  - 二 法令等の各条項に違反した場合。
  - 三 もがみネット上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が 認められない場合。
  - 四 利用者が利用者登録申請時に所属していた施設に所属しなくなった場合。
  - 2 前項によるIDの取り消しを行った場合、協議会会長は協議会に対しその旨を報告するものとする。

### 第4章 救急患者の取扱

(救急患者の取り扱い)

第14条 緊急時に、患者の情報が診療上必要な場合において、患者からの同意が直ちに得られない時は、患者の同意を得ずに救急患者対応機能を用いて、もがみネットにより患者情報を取得することができるものとする。ただし、同意の取得が可能となった時点で確実に同意を取得するものとする。

#### 第5章 機能の変更等

(利用時間)

第15条 もがみネットの利用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

### (機能の変更等)

- 第16条 もがみネットの良好な運用を維持するために必要な際には、もがみネットに関する機能の変更又は停止を行う。
  - 2 前項の規程により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡する ものとする。ただし、緊急その他、協議会会長が特に理由があると認めるときは、この限 りでない。

#### (通信内容の削除)

第17条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容削除をするものとする。

- 一 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- 二 法令等の各条項に違反したとき。

# (医療情報ネットワークの広域連携の取り扱い)

- 第18条 もがみネット以外の医療情報ネットワークの接続については、次の各号により連携することができる。
  - 一 他地域等の医療情報ネットワークと接続する場合は、協議会間で協定書を締結する ものとする。
  - 二 前号の協定書については、双方のネットワークの運用上の規程で相違する点 について協議し合意した項目について記載する。
  - 三 他地域の診療所等でもがみネットの利用を希望する場合、最上地域医療連携推進 協議会で協議を行い、承認が得られた場合、利用できるものとする。

### (その他必要事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会にて定めるものとする。 ただし、緊急その他、協議会会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

### 附則

(施行期日)

1. この規程は、平成25年3月25日から施行する。

## 附則

(施行期日)

1. この規程は、平成28年3月 2日から施行する。

## 附則

(施行期日)

1. この規程は、平成30年2月26日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1. この規程は、平成31年3月4日から施行する。